

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の評価の視点等の変更（案）概要

1 評価の視点等の変更（案）の位置付け

第3期中期目標期間（平成25年度から平成29年度）の高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務実績を評価するための指標となるもの。

2 主な改正内容

- 第3期中期目標・中期計画で定める事項ごとに評価項目1～20を設定。（別紙）
- 評価項目ごとに、第3期中期目標・中期計画等に対応した数値目標及び評価の視点について、所要の改正を行った。

3 改正のポイント

（1）評価項目1（高齢者雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等）（資料3-2：7～9ページ）

「高齢者雇用アドバイザーが、事業主等に対して、毎年度延べ30,000件の相談・援助を計画的かつきめ細かく実施すること。」等を設定。

（2）評価項目2（給付金の支給業務）（資料3-2：12～13ページ）

新たに「事業主等に対する給付金の説明会については、毎年度500回以上実施すること。」等を設定。

（3）評価項目3（地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援）（資料3-2：18～21ページ）

新たに「第3期中期目標期間中の職業リハビリテーションサービスの対象者のうち、精神障害者は延べ49,000人以上とすること。」等を設定。

（4）評価項目4（地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成）（資料3-2：24～25ページ）

新たに「第3期中期目標期間中に延べ7,800所以上の関係機関を対象に、助言・援助を積極的に実施すること。」等を設定。

（5）評価項目5（職業リハビリテーションに係る調査・研究及び技法の開発）（資料3-2：29～30ページ）

「第3期中期目標期間中に終了した調査・研究について外部評価を行い、各調査・研究について、3分の2以上の評価委員から、4段階中上から2段階以上の評価が得られるようにすること。」等を設定。

（6）評価項目6（障害者職業能力開発校の運営）（資料3-2：33～34ページ）

新たに「障害者職業能力開発校等での特別支援障害者等の受入れの促進に係る取組を強化するため、職業訓練指導員を対象とした長期の実務演習等、特別支援障害者等向け訓練コース設置等の支援を行っているか。」等を設定。

(7) 評価項目 7 (障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務)
(資料 3-2 : 41~42 ページ)

「障害者雇用納付金については、厳正な審査、調査の実施により、常用雇用労働者数が 200 人を超える事業主については 99%以上の収納率を維持するとともに、平成 27 年 4 月から新たに適用対象となる常用雇用労働者数が 100 人を超え 200 人以下の事業主については、中期目標期間終了時まで、99%以上の収納率を目指すこと。」等を設定。

(8) 評価項目 8 (障害者雇用納付金に基づく助成金の支給業務) (資料 3-2 : 45~46 ページ)

新たに「現地調査等による確認を必要とする助成金を除く 1 件当たりの平均処理期間を、第 3 期中期目標の最終年度には 30 日程度とすること。」等を設定。

(9) 評価項目 9 (障害者雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発等) (資料 3-2 : 49~50 ページ)

「就労支援機器の利用率(全機器の貸出累計月数/延べ保有台月数)を常態において 60%以上にすること。」等を設定。

(10) 評価項目 10 (障害者技能競技大会(アビリンピック)の開催) (資料 3-2 : 52 ページ)

「大会来場者に対してアンケート調査を実施し、有効回答のうち 90%以上の大会来場者から障害者の職業能力及び雇用に対する理解が深まった旨の評価を得られるようにすること。」等を設定。

(11) 評価項目 11 (離職者訓練) (資料 3-2 : 54~55 ページ)

新たに「公共職業安定所との連携や、周知・広報活動の強化を図ることにより、定員充足率の向上に取り組んだか。」等を設定。

(12) 評価項目 12 (高度技能者養成訓練) (資料 3-2 : 57~58 ページ)

新たに「効果的な広報の実施等により入校生の確保を図り、定員充足率の向上に取り組んだか。」等を設定。

(13) 評価項目 13 (在職者訓練、事業主等との連携・支援) (資料 3-2 : 61 ページ)

「受講者に対してアンケート調査を実施し、90%以上の者から職業能力の向上に役立った旨の評価が得られるようにすること。」等を設定。

(14) 評価項目 14 (指導員の養成、訓練コースの開発等、国際連携・協力の推進) (資料 3-2 : 63~64 ページ)

新たに「ハイレベル訓練(仮称)の創設(平成 26 年度)に向けた必要な準備を行ったか。」等を設定。

(15) 評価項目 15 (効果的な職業訓練の実施、公共職業能力開発施設等) (資料 3-2 : 68~69 ページ)

新たに「地域ニーズも踏まえ、成長が見込まれる分野(環境・エネルギー分野等)に関連したものづくり分野の訓練コースの開発に取り組んだか。」等を設定。

(16) 評価項目 16 (求職者支援制度に係る職業訓練認定業務等) (資料 3-2 : 70~71 ページ)

「職業訓練の認定業務の実施に当たっては、技能の向上が図られ、就職に資するものとなっているかを踏まえた審査を行ったか。」等を設定。

(17) 評価項目 17 (関係者のニーズ等の把握、業績評価の実施及び公表、内部統制の充実・強化、事業主等とのネットワークの構築、連携強化、法人統合による業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組、情報提供及び広報の実施、東日本大震災に係る対策の実施、情報セキュリティ対策の推進、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組の実施) (資料 3-2 : 75~76 ページ)

新たに「各地域における事業主等とのネットワークの構築、連携強化に努めたか。」等を設定。

(18) 評価項目 18 (効果的・効率的な業務運営体制の確立、業務運営の効率化に伴う経費節減等、事業の費用対効果、障害者雇用納付金を財源に行う講習及び啓発の事業規模の配慮) (資料 3-2 : 81~83 ページ)

新たに「本部の管理部門については、旧雇用・能力開発機構との組織の統合後 3 年以内に▲19 名以上のスリム化に取り組んだか。」等を設定。

(19) 評価項目 19 (予算、収支計画及び資金計画) (資料 3-2 : 86~88 ページ)

新たに「運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行っているか。」等を設定。

(20) 評価項目 20 (人事に関する計画、施設・設備に関する計画) (資料 3-2 : 92~93 ページ)

「人件費(退職手当、新規に追加される業務に係る分、拡充業務に係る分等を除く。)については、第 3 期中期目標期間の最終事業年度において、平成 24 年度予算(当初予算)と比べて 5 %以上の額を節減すること。」等を設定。

評 価 項 目	
1	高年齢者雇用に関する相談・援助、実践的手法の開発、啓発等
2	給付金の支給業務
3	地域障害者職業センターにおける障害者及び事業主に対する専門的支援
4	地域の関係機関に対する助言・援助等及び職業リハビリテーションの専門的な人材の育成
5	職業リハビリテーションに係る調査・研究及び技法の開発
6	障害者職業能力開発校の運営
7	障害者雇用納付金の徴収及び障害者雇用調整金、報奨金等の支給業務
8	障害者雇用納付金に基づく助成金の支給業務
9	障害者雇用に関する各種講習、相談・援助、実践的手法の開発、啓発等
10	障害者技能競技大会（アビリンピック）の開催
11	離職者訓練
12	高度技能者養成訓練
13	在職者訓練、事業主等との連携・支援
14	指導員の養成、訓練コースの開発等、国際連携・協力の推進
15	効果的な職業訓練の実施、公共職業能力開発施設等
16	求職者支援制度に係る職業訓練認定業務等
17	関係者のニーズ等の把握、業績評価の実施及び公表、内部統制の充実・強化、事業主等とのネットワークの構築、連携強化、法人統合による業務運営におけるシナジーの一層の発揮に向けた取組、情報提供及び広報の実施、東日本大震災に係る対策の実施、情報セキュリティ対策の推進、既往の閣議決定等に示された政府方針に基づく取組の実施
18	効果的・効率的な業務運営体制の確立、業務運営の効率化に伴う経費節減等、事業の費用対効果、障害者雇用納付金を財源に行う講習及び啓発の事業規模の配慮
19	予算、収支計画及び資金計画
20	人事に関する計画、施設・設備に関する計画